

平成28年度予算編成方針

赤穂市

平成28年度予算編成方針

平成27年10月21日

わが国経済は、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いており、景気の先行きについても、雇用・所得環境の改善や、各種政策の効果により、引き続き緩やかに回復していくことが期待されている。反面、海外景気の下振れが、景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動に留意する必要があるとされている。

こうした中、国においては、これまでの取組を強化し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に示された方針を踏まえ、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」の両立を図ることとしている。

具体的には、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針として、2016年度から2020年度までの、今後5年間を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、歳入・歳出両面において、経済再生に寄与する改革を進める。

歳入面においては、経済環境を整える中で、消費税率10%への引上げを平成29年4月に実施し、安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めることを通じて新たな歳入増を実現するとともに、歳出面においては、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む、公共サービスの質や水準を低下させることなく公的支出を抑制し、歳出全般にわたる徹底した見直しを進め、「経済・財政一体改革」を推進することとしている。

また、地方財政については、地方の安定的な財政運営を維持する観点から、国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、地域経済の好循環拡大を推進し、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して、地方創生に取り組めるよう支援することとされたところである。

このような状況の中、本市の平成28年度の予算編成にあたっては、今後の社会経済情勢の推移や国の予算編成の状況を踏まえ、地方創生への取り組み、消費税率の引上げに向けた政策的な影響等を視野に入れながら、歳入・歳出両面において適切に対応していく必要がある。

歳入面においては、その根幹をなす市税収入の大きな伸びが見込めないほか、地方交

付税、臨時財政対策債などの見通しが現時点では不透明であることから、景気の動向にかかわらず、楽観視はできない状況となっている。

一方、歳出面においては、社会保障関係経費や、公債費が引き続き高い水準で推移することに加え、施設の老朽化に伴う修繕費や維持管理経費などが増加する傾向の中、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、今般、新たに策定される本市の総合戦略に基づき、地方創生に向けた具体的な事業を推進していく必要がある。

そのため、一般財源の伸びが期待できない厳しい財政状況ではあるが、国・県の動向を踏まえ、引き続き行財政改革の推進による行政経費の節減に努めるとともに、事務事業全般にわたる費用対効果、必要性、後年度への財政負担等を考慮のうえ、施策・事業の優先順位を精査し、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、持続可能な健全財政の構築に努めることとする。

以上の基本認識のもと、人口減少社会に向けた特色ある地方創生をめざし、「未来へつなぐ新しい発想」に基づくメリハリのある予算編成を行うものとする。

平成28年度予算編成要領

平成28年度予算編成方針に基づき、下記の要領により予算編成事務を進められたい。

記

I 予算編成の基本的事項

平成28年度の予算編成にあたっては、持続可能な健全財政の確立を念頭に、編成方針を踏まえ、経費の思い切った節減・合理化に努めるものとする。

職員一人ひとりが、現下の厳しい財政状況に対する危機意識を持ち、コストの削減や効率化の徹底を図るとともに、事業の厳選を行い、地方創生に向けた取り組みと、多様化する市民ニーズに配慮した予算とすること。

また、議会での意見、職員提案については、十分な検討のうえ施策に反映させるよう努めること。

(1) 事務事業の見直しと予算の重点的配分

事業の緊急性、必要性、費用対効果などを精査し、既存事業・施策の徹底した見直しを行い、経費の節減・合理化に努めるとともに、「選択と集中」により、施策・事業の優先順位の厳しい選択・重点化に取り組み、限られた財源の効率的かつ重点的な配分を行うものとする。

なお、既存の事務事業については、事務事業評価の結果も踏まえ、次の基準により、経費全般にわたる見直しを一件ごとに行うこと。

- ① 不要・不急なもの、効果の乏しいもの、また、既に目的を達成し、社会情勢の実情に合わなくなったものはないか。
- ② 社会的公正の立場から受益者負担を求めるべきものはないか。
- ③ 他部門において目的が類似・重複するものはないか。
- ④ サービスが過剰になっているものや、負担の公平性を欠いているものはないか。
- ⑤ 国・県・市・民間団体等の役割分担を的確に判断し、責任分野と経費負担区分を明確化することにより、経費の節減が図れるものはないか。
- ⑥ 市が直接実施するよりも、民間に任せの方がより効果的なものはないか。

(2) 国・県補助事業への対応

国・県の補助事業等については、国・県の予算編成、地方財政対策の動向に留意するとともに、既存補助金等の廃止、縮減の状況把握に努め、的確に見積もること。

また、その他制度改正があるものについても、費用負担区分のあり方と導入につい

て十分検討するとともに、国・県補助金等が廃止、縮減をされるものについては、地方交付税措置など税源移譲が明らかな場合を除き、原則として市費への振替は認めないので、事務事業の廃止、縮減に努めること。

(3) 新規事業への対応

新規事業については、特に後年度負担、緊急性、費用対効果等について十分検討の上、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、既存の事務事業の見直しによる財源の組み替え等によって対応すること。

また、その事業内容、性格などに応じ、各事業の終期または見直し時期の設定（サンセット方式）を必ず行うこと。（3年以内とする）

(4) 自主財源の積極的確保

歳入の主力を占める自主財源の確保には全力を尽くし、市税の課税客体の完全な捕捉と徴収率の向上に努めること。また、ふるさと納税制度の積極的な活用を図るなど、財源の積極的な確保に努めること。

(5) 総合予算制度の徹底

当初予算は、行政を総合的かつ計画的に推進するため、原則として年間予算（通年予算）で編成することとし、年間を通じて予測されるすべての収入・支出を的確に積算すること。このため年度途中における予算補正は、制度の改正、災害関連経費などの特別な事由のあるもの、または編成段階で特に協議したもの以外は行わない方針とする。

(6) 外郭団体等の自立的運営の推進

外郭団体等については、民間の経営理念を取り入れ、徹底した内部努力を進めるとともに、効率的な管理運営に努めること。

(7) 企業会計・特別会計の健全経営

企業会計及び特別会計においては、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、経営的視点に立った事業運営の一層の効率化による支出の抑制と積極的な収入確保に努め、財政の健全化を図ることとし、一般会計に準じた編成とする。

II 予算編成の具体的事項

1 歳入に関する事項

歳入については、収入が確保されて始めて支出が可能となることを再認識し、経済情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に努めること。

特に、収入源の完全捕捉、徴収率の向上、滞納整理の強化、収入未済額の縮減、適正な受益者負担の確保に努めること。

(1) 市 税

今後の税制改正や経済情勢の動向、市民所得の推移等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案のうえ、的確な額を見積もること。

また、課税客体の完全な捕捉に努めるほか、口座振替等により納期内納付の促進を図るとともに、滞納については、滞納整理方針に基づき、積極的かつ具体的な対応を図るなど、徴収率の向上に最善の努力を払うこと。

(2) 分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入

住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って、経費との関連を比較し、的確な額を見積もること。なお、過去の実績、対象件数、単価等の基礎資料を明確にして積算すること。

また、広告料収入などの収入増にも努めること。

(3) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性、費用対効果等の精査・検討を行い、市債発行額や一般財源所要額を考慮の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に十分留意し、的確な額を見積もること。

なお、近年、国の認証事業費が減額されるケースが多いため、留意すること。

(4) 市 債

市債残高の動向に留意し、実質公債費比率、将来負担比率等を考慮したうえで、市債発行額をできるだけ抑えること。

(5) 財産収入

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めること。また、旧土地開発公社用地をはじめ、未利用地など処分可能な財産については、積極的に売却または貸付を行い、増収に努めること。

(6) その他の収入

上記以外の収入についても、金額の多少にかかわらず貴重な財源という認識に立ち、収入の拡大と積極的な財源確保に努め、適正な見込額を計上すること。

2 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、従来の経費節減を行うのみでは、対応できない状況を十分認識し、事務事業全般にわたり廃止・縮小・見直しを抜本的に検討した上で、ゼロベースを基調に、事業の優先順位の厳しい選択と集中を行うことにより、必要最小限の経費で最大の行政効果が得られるよう経費の縮減に努めるとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うものとする。

(1) 経常的経費

経常的経費については、資料4に定める基準により算定することとし、次の経費については、枠配分するので、その範囲内で見積もること。

① 枠配分対象経費

- ア 物件費、維持補修費 27年度当初予算比95%を目途
燃料費・光熱水費・使用料(リース料、下水道使用料)は100%、委託料は100%とするが、特に定例的に行われてきた保守委託など、その業務内容、必要性、入札方法等を再検討すること。
※電気料金値上げ分については枠配分対象外とし、平成27年度の状況を踏まえ対応することとする。
- イ 補助費等 補助金については「補助金交付基準」に基づき、補助率・対象経費等の抜本的な見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。
研修参加負担金、各種団体補助金は95%を目途
報償費、その他は100%

② その他の経費

- ア 人件費 一般職員にかかる給与費は人事課において積算するが、計画的な事務執行に努め、休日・時間外勤務の縮減に取り組むこと。
- イ 扶助費 過去の推移、不用額の状況等を十分精査の上、関係機関との調整を密にし、対象人員・単価等の的確な把握に努め、厳格に見積もること。なお、市単独事業については、基準、対象要件、金額、事業効果等について十分精査し、統合や廃止も視野に入れた見直しを行うこと。
- ウ その他 その他の経費についても、不用額の状況等を十分精査し、削減見直しを図るものとする。

(2) 投資的経費、臨時的経費

投資的経費については、実施計画に計上された事業費をベースに、事業の緊急性・必要性・投資効果等を考慮し、優先順位の高いものから事業の選別・選択を行い、既存事業の一時凍結、廃止まで踏み込んだ見積りをする事。

また、臨時的経費については、経常的経費に準じて事務事業全般にわたる徹底した見直しを行い、その必要性を精査したうえで経費削減を図ること。

- ① 継続事業については、緊急性・優先度等を再検討し、事業費を精査すること。
- ② 補助事業については、国・県等の歳出削減の動向を勘案して、十分精査し、的確な認証見込額により計画すること。

③ 単独事業

ア 事業費が100万円未満のものについては、原則として類似事業の統合や事業の廃止などの見直しを改めて行うこと。

イ 臨時的経費のうち、平成27年度末で5年以上経過する事業については、原則として事業の終了やゼロベースからの積み上げを前提に見直しを行うこと。

④ 平成28年度総合戦略推進枠事業

人口減少の克服や地域経済活性化など、「地方創生」の具体的な取り組みを推進するため、従来の特定重点枠事業に代わる総合戦略推進枠事業を設定するので、総合戦略に係る施策のうち、平成28年度において取り組む事業について別枠（総合戦略推進枠事業調書）で予算要求すること。なお、事業名・内容等については、別途市長公室へ提出予定の事業計画との整合を図ること。

3 その他の留意事項

- ・ 予算見積りにおける積算基礎については、詳細かつ明確にすること。
- ・ 計画が他の部課と関連がある場合には、事前に調整を行うこと。

4 予算見積書の提出等

(1) 提出日 11月20日（金）正午まで

(2) 提出書類 各1部

- ① 主要施策総括表
- ② 歳入予算要求書
- ③ 経常的経費
- ④ 臨時的経費
- ⑤ 投資的経費
- ⑥ 総合戦略推進枠事業調書